

総合評価落札方式による事後審査型制限付き一般競争入札の注意事項 (施工能力評価方式・実績評価方式の場合)

1 評価方式

【施工能力評価方式】

発注者の示す仕様に基づき作成された施工計画や、企業の技術力や適切で確実な施工を行う能力（工事成績、施工実績等）と入札価格を一体として評価する方式

【実績評価方式】

入札参加者の施工実績，技術者の能力，企業の社会性・地域貢献度等と入札価格を一体として評価する方式

また，ほ装系の工事については，地域の実情を踏まえた安全確保や円滑な施工が期待できる工事を対象に，上記評価に地域精通度を加え評価する。

2 入札の方法

【施工能力評価方式】

- (1) 入札書は，公告で指定した入札方法により送付してください。
- (2) 評価項目算定資料（添付資料）は封筒に入れ，ふたを糊付け（押印等の封緘は不要）して閉じて提出してください。封筒には，入札番号・工事名・工事場所・商号又は名称を記入し，「評価項目算定資料在中」と朱書きしてください。なお，この封筒は会社の封筒等で結構です。
- (3) 評価項目算定資料の提出については，公告で示された日時に持参により提出してください。なお，評価項目算定資料の電送による提出は認めません。

【実績評価方式】

- (1) 入札書は，公告で指定した入札方法により送付してください。
- (2) 評価項目算定資料一覧表は，公告の算定基準等に留意し，各評価項目について自己採点を行い，入札書・工事費内訳書とあわせて提出してください。
- (3) 提出にあたっては，工事費内訳書と評価項目算定資料一覧表がシート分けされており，エクセルで1つのファイルになっているものを使用してください。ファイルは公告案件ごとに入札情報システムに掲載します。

3 技術評価点の算定

【施工能力評価方式】

評価項目算定資料を基に，技術評価点を算定します。その結果を宇都宮市上下水道局ホームページ（以下「上下水道局ホームページ」という。）に掲載しますので，疑義がある場合には，指定された様式により上下水道事業管理者宛てに照会することができます。その結果，公表した点数を修正したときは，上下水道局ホームページに再度掲載します。この点数が，最終的な技術評価点とな

ります。

【実績評価方式】

提出された評価項目算定資料一覧表の合計を技術評価点とします。

4 開札

開札は、公告に定めた場所及び日時において行います。

開札後、落札決定を保留し総合点数の算定をします。価格点を算定し技術評価点との合計点が最も高い者が落札第1順位者となります。

- ・ 総合点＝価格点＋技術評価点
- ・ 価格点＝基礎点（80）×調査基準価格／入札価格
- ・ なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点です。

5 落札者の決定

【施工能力評価方式】

落札第1順位者に連絡を取り、入札参加資格審査を実施し、参加資格が認められた場合に落札候補者となります。落札候補者は、学識経験者の意見聴取を行った上で、局入札参加者指名選考委員会で審議の後、落札者として決定します。ただし、学識経験者の意見聴取を省略した場合は、委員会審議も省略し、落札候補者を落札者として決定します。

【実績評価方式】

落札第1順位者に連絡を取り、技術評価点の確認と入札参加資格審査を実施します。審査の結果、事前に提出した技術評価点が正しかった場合、又は修正があっても第1順位者が入れ替わらなかった場合、この第1順位者が落札候補者となります。落札候補者は、学識経験者の意見聴取を行った上で、局入札参加者指名選考委員会で審議の後、落札者として決定します。ただし、学識経験者の意見聴取を省略した場合は、委員会審議も省略し、落札候補者を落札者として決定します。

また、審査の結果、落札候補者に変動が生じた場合は、次順位者から評価資料等を提出させ審査を実施します。

6 入札の結果について

- (1) 落札者には、決定後、速やかに電話でお知らせします。
- (2) 入札結果は、落札決定の翌日までに企業総務課で公表します。また、上下水道局ホームページには入札結果と評価調書を掲載します。
- (3) 技術評価点のうち、施工計画の評価の内訳については、落札決定後に、自社のみ企業総務課窓口にて閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、事前に企業総務課までご連絡ください。

7 その他

- (1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- (3) 再度の入札に付する場合

次に該当した場合は、再度の入札に付するものとし、公告で指定した入札方式により行います。その場合の入札書提出期限は再度の入札参加対象者あてに連絡します。

- ・ 落札候補者がいないが、予定価格を超えて入札した者がいる場合

- (4) この注意事項に定めるもののほか必要な事項は、公告で示した入札方法の共通事項と競争入札参加者心得のとおりとしますので、ご確認ください。